

■ 基本理念

個性と能力を伸ばし 夢を実現する ひとづくり

「この町で子どもを育てて良かった」「この町の学校で学ばせて良かった」「この町に住んで良かった」と実感できる町づくりを進めていくために、町民一人ひとりが大きな夢を持ち、その夢を実現するために自らを高め、羽ばたけるような「ひとづくり」を目指して教育を推進します。

■ 基本目標

1. 保育園から学校へつなぐ子育て支援

子どもたちの健全な成長を図るため、保育園の幼児教育、学校教育、地域における青少年育成の連携を図り、保育園や、学校、家庭、地域、行政が一丸となって「地域ぐるみの子育て」に取り組めます。

2. 未来を創り育てる学校教育

美浜らしさを知るために、町の豊かな自然や文化、地域の人・もの・ことがらに触れる「ふるさと教育」を充実し、伸ばせるところは伸ばし、鍛えるところは鍛え、世界に羽ばたく美浜人を養成し、美浜に誇りと愛着を持ち未来を拓く人材を育てます。

3. 人が集い英知を活かす生涯学習

さまざまな活動を通じて、人々が出逢い、人と人、人と地域がつながり、それぞれが英知を活かし、人をはじめ地域の伝統・文化・自然を大切に、次の世代へとつなげる生涯学習の環境づくりを推進します。

■ 重点施策

◎地域と一体となった学習・生活支援の充実

◎放課後児童クラブの拡充

◎生活リズムの向上と不登校対策

◎いじめをなくす教育環境づくり

◎学力・体力の向上

◎美浜を探究する体験教育・キャリア教育の充実

◎エネルギー環境教育の充実

◎小・中学校英語教育の充実

◎生涯を通じた人権教育

◎なびあす文化事業による町民文化の創造

◎公民館再生による地域活性化

◎歴史文化館を中心とした歴史・文化の伝承

◎国体を契機としたスポーツの振興

対象期間

平成 28 年度から平成 32 年度



↑町長と教育委員会が教育政策について協議する総合教育会議

町では、平成28年2月に「美浜町教育大綱」を策定しました。
この大綱は、美浜町の教育や学術、文化の振興に関して町長が定める基本的な方針です。

美浜町教育大綱を策定しました

教育委員会制度の改正
平成27年4月1日から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、教育委員会制度が次のとおり改正されました。

教育委員会制度の改正内容

①教育に関する「大綱」の策定
↓町としての教育政策に関する方向性が明確になります。

②首長と教育委員会が協議・調整を行う「総合教育会議」の開催
↓町長が公の場で教育政策について議論することができるようになり、教育委員会と教育政策の方向性を共有し一致させて執行できるようになります。

③従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置
↓責任者が教育長であることが明確になり、緊急時の対応が迅速化します。
※本町では、現在の教育長（大同保氏）が任期満了または退任した時点で、新体制に移行します。

本町においても、平成27年5月から美浜町総合教育会議を開き、美浜町教育大綱について検討してきました。

町の教育の課題

人口減少が進む中で、本町においても、教育の質の向上と住民による自主的、自律的な地域課題の解決が不可欠となっています。
こうした情勢を踏まえ、美浜町総合教育会議では、次の点を今後重点的に取り組む課題としました。

・再編後の小中学校において、よりきめ細やかな指導と繋がりのある教育を進めること。
・これまで各小中学校に併設されていた地区公民館を単独化し機能を強化することで、地域コミュニティの拠点として再生すること。
・平成29年4月に開館するエネルギー環境教育体験施設と連携し、エネルギー環境教育を進めること。
・生涯学習センターや歴史文化館等を中核とした、町民文化の創造を進めること。

大綱の策定

美浜町総合教育会議では、町の現状と課題を踏まえ、第五次美浜町総合振興計画との整合性を図りながら、今後の教育政策における基本理念と3つの基本目標、基本目標を達成するための重点施策を設定しました。（次頁参照）

今後、町では、教育委員会との綿密な連携のもと、大綱に沿った教育施策を進めていきます。

※お問い合わせ先

町総務課(担当:片山)

町教育政策課(担当:加茂)

☎ 32-6700
☎ 32-6708

・社会教育や生涯学習を進めること。
・子育て支援と連携しつつ、地域を巻き込んで「地域ぐるみの子育て」を進めること。

美浜町西郷健康ひろば屋内運動場が完成しました



競技場



会議室

場 所 美浜町松原第 12 号 2 番地 8(美浜町西郷健康ひろば内)
開館時間 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分
休 館 日 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)・
 毎週月曜日※月曜日が国民の休日の場合はその翌日
使 用 料

使用区分		単位	使用料 (1 時間)
競技場	アマチュアスポーツに 使用する場合	全面の 4 分の 1 (ゲートボールコート 1 面相当)	300 円
	上記以外に 使用する場合	全面の 4 分の 1 (ゲートボールコート 1 面相当)	600 円
会議室		1 室	200 円

電話番号 0770-32-1180(施設の利用に関すること)

美浜町歴史文化館が開館しました



へんべいちゆうしきろつくけさだすきもんどうたく
 扁平鈕式六区袈裟禪文銅鐸
 (南伊夜山遺跡・郷市)



はにわ
 人物埴輪
 (帝釈寺 4 号墳・佐田)



興道寺廃寺からの出土品



民俗資料の展示

場 所 美浜町河原市第 8 号 8 番地 (旧せせらぎ保育園)
開館時間 午前 9 時から午後 5 時 (受付は午後 4 時 30 分まで)
休 館 日 年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)・ 毎週月曜日
 祝日の翌日※月曜日が祝日の場合はその翌日

入 場 料 (展示室)			使 用 料 (研修室)		
	1 人	団体 (20 人以上)		収容可能 人数	使用料 (1 時間)
一般	100 円	1 人につき 50 円	研修室 1	約 20 人	100 円
小人	50 円	無料	研修室 2	約 50 人	200 円

4 月 16 日に、美浜町西郷健康
 ひろば屋内運動場の落成式
 が同ひろばで行われました。
 本施設は、スポーツ活動や健康、
 体力づくりへのニーズ多様化・増
 大化に対応するため、平成 27 年 7
 月から整備を進めてきたもので
 す。
 本運動場には、人工芝が敷設さ
 れた競技場(ゲートボールコート

4 面分の広さ)が設けられ、天候
 に関係なくゲートボールやグラウ
 ンドゴルフ等に利用できます。
 今後は、本運動場を活用し、町
 内スポーツ活動の推進や各種大会
 の誘致による交流人口の拡大を
 図っていきます。
 ※お問い合わせ先
 町教育政策課(担当:竹内)
 ☎ 32-6708

4 月 15 日に、美浜町歴史文化
 館の開館式が、同館で行わ
 れました。
 本施設は、町の歴史文化に関す
 る資料の保存と、資料を展示し一
 般公開することを目的に、旧せせ
 らぎ保育園の園舎を改修し、整備
 しました。
 展示室には、町内の遺跡から出
 土した考古資料や、近年まで使用
 されていた民俗資料等を展示して
 います。
 また、館内には研修室が 2 部屋
 設けられており、美浜町耳地区公

民館としても活用していきます。
 平成 28 年 4 月 1 日から、これま
 で文化財室で行っていた文化財保
 護業務は美浜町歴史文化館へ移管
 しました。文化財保護法や町の歴
 史文化に関するお問い合わせは、
 美浜町歴史文化館までお願いしま
 す。
 ※お問い合わせ先
 美浜町歴史文化館
 (担当:河合、松葉)
 ☎ 32-0027

いきいき農業サポートプランによる支援内容			
区分	事業名	支援対象者	主な内容
農村振興	「人・農地プラン」推進事業（集落取組支援）	地域	各集落の「人・農地プラン」の見直しと計画推進について、協働の中で推進・支援します。
	多面的機能支払交付金事業	地域	多面的機能支払交付金を最大限活用し、地域全体で農地を守る体制を強化します。
	市民農園（※3）整備事業	町	休耕地を活用し、都市住民との交流を主な目的とした市民農園（都市住民日帰利用型）を整備します。
	市民農園整備事業（集落型）	地域・共同認定農業者	休耕地を活用した市民農園（主に町民利用型）の集落等での取り組みを支援します。
園芸振興	大規模園芸ハウス導入事業	認定農業者	国の緊急対策事業を活用した先進型大規模園芸ハウスの整備を支援します。
	攻めの農業実践緊急対策小型ハウス追加支援事業	認定農業者 農業者	小型ハウスの建設のための資材を提供します。（平成27年度完了済み） 上記に加え、ハウス利用に係る初期投資分を支援します。
	園芸ハウス、機械整備事業	認定農業者 地域・共同	園芸機械、小型ハウスの導入を補助します。
	既存ハウス 再利用事業	認定農業者 地域・共同	中古ハウスをバンク化し有効活用するための修繕費の一部を支援します。
	園芸知識習得応援事業	認定農業者 及び予定者	本町で認定農業者を目指す人で「ふくい園芸カレッジ」で研修を受ける人に農業者支援金を交付します。
	園芸生産品目強化事業	農業者	現在の園芸産地交付金対象品目を整理・追加し、町の園芸品目の多品目化と増産を目指します。
水稻耕作支援	不採算農地耕作等支援事業	基幹作業受託者	休耕地化を防止するため、小区画圃場の作業受託者に対する補助を行います。
	水稻機械導入補助事業	認定農業者 地域・共同	水稻機械の導入を補助します。
担い手育成と支援	新規就農給付金事業（青年就農等）	新規就農 青年就農 希望者	本町で新規就農者を目指す人に、所得補償を行います。
	畜産（酪農）牛・機械導入補助事業	認定農業者 （畜産農家）	畜産家の牛増頭や機械導入に対し補助します。
	若狭牛ブランド化推進事業	認定農業者 （畜産農家）	若狭牛を導入しブランド力を強化するための補助を行います。
	6次産業化支援事業	認定農業者	6次産業化の導入・規模拡大について、施設や機械整備への支援を行います。
	農産物加工施設の整備支援	地域・共同	地域の農産物を6次産業化するため、施設や機械整備への支援を行います。
販路拡大	地産地消推進事業	給食センター （美浜町）	学校給食への地元食材の導入推進のための支援を行います。
	販路拡大推進事業	生産者連絡会	農産物の都市部への販売に伴う郵送料の一部を支援します。
全般	農業サポートセンターの開設	全体	農業基本計画を実現するため、アクションプランの総合窓口として、行政と農家を繋ぐ中核的役割を担う組織を開設します。

（※3）農家以外の人々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。



地域や小規模農家グループも支援

「いきいき農業サポートプラン」を スタートします

町では、平成27年3月に策定した美浜町農業基本計画を更に進めるため、計画に基づくアクションプラン「いきいき農業サポートプラン」を平成28年3月に作成しました。
同プランは、大規模農家だけでなく地域の農家や小グループの新たな取り組みについても支援します。ぜひ、プランを活用した地域での取り組みをご検討ください。

美浜町農業基本計画 基本理念

「強い農業・もうける農業」（利益追求・経営型農業）の育成、発展」

農業を産業として発展させるための認定農業者等への支援を強化する



「生きがいづくり・むらびへん農業」（農村振興型農業）の実現」

農村地域における農業の多面的役割を強化し、農村振興を果たすための支援を強化する



美浜町農業基本計画では、農業を産業として発展させることと、農業の多面的な役割（地域活性化や景観保護等）を強化することを基本目標としています。
本プランは、米の生産調整（減反

実施期間3年の短期集中型
アクションプラン

いきいき農業サポートプラン 重点施策

- 1 「人・農地プラン」の作成、実現支援

集落で作成した計画「人・農地プラン」の実現に向けた支援を行います。
- 2 園芸作物の推進

水稻に頼りすぎない農業を目指し、園芸作物の都市圏への提供や地産地消の拡大を推進します。
- 3 小規模農家グループの応援

地域農業を継続するため、農家数の減少対策や集落営農へのきっかけ作りを行います。
- 4 集落営農組織の推進

小規模農家グループの機械共同利用・共同活動から集落営農組織への発展を推進します。
- 5 新規就農者（担い手）の確保

新規就農者の育成を強化するとともに、町外からの就農希望者の受け入れを推進します。
- 6 農業サポート体制の確立

基本計画を推進し、アクションプランを実施するための総合窓口となる農業サポートセンターを開設、運営します。

対象となる人・グループ

- 町の認定農業者
- 地域（集落）、小規模農家同士や担い手を含む農家3戸以上で構成される小グループ

政策）や米の直接支払交付金の廃止等、国の農業政策が大きく変わる平成30年度に向け、今後3年間に行う具体的な施策を定めたものです。

地域農業の維持に向けて

本プランでは、地域農業を維持し発展させるため、認定農業者（※

1）だけでなく、地域の農家や小規模農家グループ等に対しても支援を行い、集落営農組織（※2）の結成を促します。
（※1）意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、町から認定を受けた農業者、法人。
（※2）集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

「美浜町農業サポートセンター」を開設しました

町では、4月1日に美浜町農業サポートセンターを美浜土地改良事務所内に開設しました。

本センターは、町農林水産課を含む各種関係機関（福井県、JA、土地改良、農業委員会等）と連携し、農業全般や美浜町農業基本計画、いきいき農業サポートプラン等に関する総合窓口業務を行います。

今後は、農業に関する窓口が本センターに一本化されるので、スムーズに相談できるようになります。

また、農地や農業機械、新規就農者等のあつせんや、新規就農や集落営農組織の立ち上げのサポート等も行っています。

ぜひ、お気軽にご相談ください。



↑美浜町農業サポートセンターの看板を掲げる
山口町長（左）と中瀬所長（右）

美浜町農業サポートセンター

職員

所長 中瀬 博信
園芸アドバイザー 宮原 継男（現地指導）
事務員 常田 始子

主な機能・業務

- ・各集落、各農家に対する農業総合相談窓口
- ・基本計画に基づくアドバイスや戦略的活動
- ・アクションプランの実施に係る総合支援窓口

場所

〒919-1141
美浜町郷市 25-25 美浜土地改良事務所内
（美浜町広域協定事務所と同居）

業務時間

午前8時30分から午後5時15分
（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

連絡先

電話 080-1950-0267
メール mihama.nougyou@gmail.com



美浜土地改良事務所



地域や小グループの取り組みを
応援します

本プランでは、認定農業者への支援だけでなく、各地域や小グループの取り組みについても支援します。支援を受けるには、各集落で作成した計画「人・農地プラン」における位置付けが必要となるため、「人・農地プラン」の検討とあわせた協議をお願いします。

協議には、必要に応じて町農林水産課やJA、県の職員も参加し、人・農地プランの検討や取り組みに対する支援内容、手続きについて説明します。ぜひ、今回のアクションプランを活用して、農村振興や集落営農のきっかけとなる地域での取り組みをご検討ください。

このような地域の取り組みを
支援します！

- ・各集落の実情を踏まえた農村振興のための共同活動
- ・園芸ハウスや園芸機械、水稻機械の整備（共同利用）
- ・町内外からの新規就農者の受け入れのための情報発信
- ・農産物加工施設の整備
- ・地域における市民農園の整備

※お問い合わせ先

町農林水産課（担当：上光）

☎ 32-6706

では、16日に震度6強の揺れを観測しています。

（※）大規模災害発生時に、被災地側の自治体の要請に応じて支え合う制度。

※お問い合わせ先

町エネルギー政策課（担当：久木）

☎ 32-6716

災害義援金にご協力ください

町では、被災地への災害義援金の受付を行っています。
義援金箱は、役場庁舎1階の町民プラザに設置しています。
頂いた義援金は、全額被災地へ送られます。

今後引き続き義援金を受け付けますので、ご協力をお願いします。



↑町役場町民プラザに設置されている義援金箱

熊本県菊池市へ支援物資を輸送しました

～平成28年熊本地震への美浜町の対応～

支援内容

4月16日 正午頃
南砺市より支援要請

4月16日 午後6時頃
支援物資の輸送隊が出發
（職員3名を現地に派遣）

4月17日 午前9時30分頃
菊池市役所に支援物資が到着

支援物資

- ・水 2ℓ × 204 本
- ・水 500ml × 1,656 本
- ・PPロープ × 49 巻
- ・毛布 × 150 枚
- ・紙おむつ × 1,044 枚
- ・ブルーシート × 554 枚（見舞い品）
- ・栄養ドリンク × 1,000 本



支援物資を積み込む町職員



支援物資を乗せたトラックと乗用車



支援物資を渡す町職員

4月14日から16日にかけて、熊本県熊本地方、阿蘇地方を震源とする大規模な地震が発生しました。16日には、マグニチュード7.3の地震が発生し、熊本県南阿蘇村や熊本市で震度6強の揺れを観測しました。
今回の地震では、建物倒壊や土砂崩れにより人命が失われ、避難者は19万人を超える事態となりました。

町では、4月16日に全国ポート場所在市町村協議会の事務局・富山県南砺市より、熊本県菊池市への支援要請を受け、現地へ支援物資を輸送しました。美浜町と菊池市は、ポート場の所在市町村で構成される「全国ポート場所在市町村協議会」に加盟しており、加盟市町村による災害時相互応援協定（※）を結んでいます。なお、菊池市